

# 厚生常任委員会会議録

平成31年 1月24日

場 所 第1委員会室

平成31年1月24日(木曜日)

病 院 局  
県立病院整備対策監

後 藤 和 生

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

○福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査

○その他報告事項

- ・ 県立宮崎病院再整備の進捗状況について
- ・ 言語としての手話の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例の制定について

出席委員(7人)

委 員 長	太 田 清 海
副 委 員 長	日 高 博 之
委 員	丸 山 裕 次 郎
委 員	外 山 衛
委 員	山 下 博 三
委 員	岩 切 達 哉
委 員	井 上 紀 代 子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

病院局

病 院 局 長	桑 山 秀 彦
病 院 局 医 監 兼 県立宮崎病院長	菊 池 郁 夫
病 院 局 次 長 兼 経 営 管 理 課 長	小 田 光 男
県立宮崎病院事務局長	川 原 光 男
県立日南病院事務局長	外 山 景 一
県立延岡病院事務局長	田 中 浩 輔

福祉保健部

福 祉 保 健 部 長	川 野 美 奈 子
福 祉 保 健 部 次 長 ( 福 祉 担 当 )	川 添 哲 郎
福 祉 保 健 部 次 長 ( 保 健 ・ 医 療 担 当 )	日 高 良 雄
こども政策局長	長 倉 芳 照
部 参 事 兼 福 祉 保 健 課 長	横 山 幸 子
指 導 監 査 ・ 援 護 課 長	池 田 秀 徳
医 療 薬 務 課 長	久 保 昌 広
薬 務 対 策 室 長	山 下 明 洋
国 民 健 康 保 険 課 長	長 谷 川 新
長 寿 介 護 課 長	内 野 浩 一 朗
医 療 ・ 介 護 連 携 推 進 室 長	山 下 弘
障 が い 福 祉 課 長	矢 野 慶 子
部 参 事 兼 衛 生 管 理 課 長	樋 口 祐 次
健 康 増 進 課 長	矢 野 好 輝
感 染 症 対 策 室 長	永 野 秀 子
こども政策課長	高 畑 道 春
こども家庭課長	橋 本 文 人

事務局職員出席者

議 事 課 長 補 佐	濱 崎 俊 一
議 事 課 主 任 主 事	渡 邊 大 介

○太田委員長 ただいまから厚生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 それでは、そのように決定いた

します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

---

午前10時3分再開

○太田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項について説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○桑山病院局長 おはようございます。病院局でございます。よろしくをお願いいたします。

本日、病院局からは1件、県立宮崎病院再整備の進捗状況につきまして御報告させていただきます。

昨年6月以降の進捗状況、再整備の概要等、それから今後の予定につきまして御報告を申し上げます。

詳細につきましては次長から御説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

○小田病院局次長 それでは、県立宮崎病院改築事業の進捗状況につきまして御説明いたします。

常任委員会資料の1ページをごらんください。

まず、1の昨年6月以降の進捗についてであります。

6月のところにありますとおり、現在、県立宮崎病院におきましては、新病院建設のための準備工事として、立体駐車場建設工事を行っております。あわせて、10月のところ書いておりますけれども、立体駐車場へ来院者の車両を円滑に誘導するとともに、歩行者や通行車両の安全確保を目的とした道路改築工事を行っているところであります。本体工事につきましては、昨年11月に入札公告を行い、現在、所要の手続を進めているところであります。

次に、2の再整備の概要等についてであります。

(1)の整備概要につきましては、別途お手元に配付しておりますカラー刷りのパンフレットをごらんください。

表紙につきましては、新病院を南から見た完成予想図でございます。

表紙をめくっていただきまして、左側の1ページの下の方に建築概要を示しております。その右側にありますとおり、新病院の構造につきましては、鉄骨造の免震構造で、規模は地上8階塔屋1階建て、延べ面積が4万7,582平米であります。病床数につきましては、稼働病床の490床を記載しておりますが、許可病床数につきましては、新病院開院後の医療需要の変化に柔軟に対応できますよう、第1種感染症病床を含む510床を予定しております。

右側2ページの上段には、敷地利用計画と外部動線計画を示しておりますが、現病院と比べますと、北側に新病院を、南側に屋外駐車場を整備する計画となっております。既存の精神医療センターと附属棟につきましては、新病院開院後に改修を行いまして、研修棟などとして継続して利用する計画となっております。駐車場につきましては、立体駐車場を含めて597台分を整備する計画であります。

ページをめくっていただいて、3ページと4ページには、1階から4階の平面図を示しております。

左側3ページの上の図ですが、1階には、図面中央下のエントランスホール、左側の救命救急センター、右側の放射線診断部門等を、それから、下の図の2階につきましては、総合受付、外来診療部門、検査部門等を配置しております。

右側4ページの上の図ですが、3階には、手

術部門、ICU（集中治療室）などを、それから、下の図の4階には、右下にあります管理部門、その上に医療材料等の供給を行うSPD、左側には精神医療センター等を配置しております。

ページをめくっていただいて、左側の5ページには、5階から7階までの井形形状の病棟を示しております。

なお、病棟に加えまして、5階には産婦人科の分娩室を、6階にはリハビリ室を配置しております。

また、5階から7階には、先ほど御説明しましたように、稼働病床490床に加えて18床を設置するスペースを確保しております。

右側6ページの上段には、病棟・病室の計画の特徴につきまして記載しております。それから、下段には、災害に強く、環境に優しい病院の具体的な設備等について示しております。基礎部には免震装置、8階には非常用発電機、屋上にはヘリポートを設けるなど、基幹災害拠点病院としての安全性と機能の強化を図っております。また、井戸水の利用や窓ガラスの断熱など、環境負荷の低減にも取り組んでおります。

常任委員会資料の1ページにお戻りください。

2の(2)の新病院建設工事発注につきまして、発注方式は、主体工事、電気工事、管工事、空調工事の4件ともに、WTO協定の適用による一般競争入札（総合評価落札方式）を採用しております。入札参加要件としましては、新病院建設工事の品質確保を目的に、参加企業に一定規模以上の施工実績等を求めることとしております。

(3)の事業費の縮減につきましては、実施設計が完了しまして43億円弱を縮減したところであり、今後の入札結果等によりまして縮

減目標である50億円の達成を見込んでおりますけれども、今後も引き続き事業費縮減に努めてまいります。

最後に、3の今後の予定であります。

3月5日に開札を行いまして、3月中旬には落札者と工事請負契約を締結する予定であります。それから、4月下旬の立体駐車場の供用開始の後、5月から建設工事に着手し、平成33年9月末までの完成を目指してまいります。その後、現在の病院から新病院へ引っ越しを行い、平成34年1月からは新病院で診療を開始する計画としておりまして、引き続き、現病院の解体工事、外来駐車場等の整備工事を行い、平成35年4月にはグランドオープンを迎える予定であります。

説明は以上であります。

○太田委員長 執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんでしょうか。

○丸山委員 今後、発注の予定ということなんですが、人手不足でかなり大変だろうなと思っております。今、防災拠点庁舎でも人手不足という話を伺っています。県立病院の発注後に国体関係の施設もどんどん発注していくと思うんですが、その辺の県庁全体での調整とか話し合いはうまくやられていると認識していいのか。あと、市郡医師会病院も今発注されていますので、非常にうまくばらしてやらないといけないのではないかと考えているんですが、その辺の全体的な調整はできていると認識してよろしいでしょうか。

○後藤病院局整備対策監 御質問にありました件ですけれど、今のところ各担当課でそういった調整はやっておりません。各事業で完成予定時期が決まっておりますので、あとは業者さんに、工期内で確実に終わっていただくようお願い

願いするような状態であります。

**○丸山委員** 今後、東京オリンピックもあって人手が不足すると言われていて、県のほうはいけれども、ほかのものができなくなるのではと非常に心配しています。業界では、工期の平準化などと言われていものですから、ここだけ一瞬ぱっとやって、その後にはぱたっとなくなるより、ある程度、全体的に平準化も含めて、県立病院も決まっておりますし、今後国体とか、大きな箱物が出てくるのは間違いないと思っておりますので、できればそういった調整をしていただきたい。先に進んでいって、県立病院ができて、国体をしていって、バランスはよくなるのかなというイメージは持っているんですが、そういう感覚を持ちながら今後は全体的なことを進めていただければありがたいかなと思っております。

**○桑山病院局長** 委員がおっしゃるとおりだと思っております。財政面では、総務部の財政部局で、中期的な視点に基づきまして、さまざまな施設に必要な財源の確保等に取り組んで計画的な整備に努めているところであります。建物に関しましては、財産総合管理課で、中長期的な箱物の長寿命化であるとか計画的な整備に関して、今後計画をつくってまいりますので、その中で私どもも、今回の建物はもとより、県立病院の今後の各整備等につきましても計画的に進めてまいりたいと考えております。

**○山下委員** 発注方式なんですけれども、4つの部類に分けてそれぞれ発注されるということなんですけど、何社ぐらいのJVでそれぞれされる予定ですか。

**○後藤病院局整備対策監** 参加要件としましては、3社による特定JVになっております。建築、電気、管、空調の全てを3社の構成による

JVでお願いしております。

**○山下委員** 1参加企業で3社が組まれると思うんですが、例えば、それが主体工事だったら、JVを組んだ競争相手は3社なのか、4社なのか。

**○後藤病院局整備対策監** 大変申しわけございませんが、一般競争入札ということで、そういった情報については開札まで公表しないことになっておりますので答えられません。

**○山下委員** わかりました。今、大手ゼネコン等も非常に仕事が多くて、応札する人たち、JVを組む人たちが少ないという話も聞いていたものですから、私たちもちょっと不安に思っているんです。43億円弱を縮減ということで、当初の計画から50億円の縮減を目標にしているということなんですけど、例えば、骨材やボルト関係の入荷がおくれたり、一般で牛舎とか、ちょっとした建物を建てるのでも半年待ちだとか、今、建設産業も大きな課題を抱えているようですから、早目の対策と縮減に向けて受け手側と本当にうまく交渉ができるのか、非常に心配しているんです。その辺のことをしっかりと精査しながらやっていっていただきたいなと思っております。

**○後藤病院局整備対策監** 入札が終わりましたら、まずは業者とそのあたりの工程について十分協議し、確実に完了時期までに建物が完成するように努力していきたいと思っております。

**○岩切委員** とても細かい話で恐縮なのですが、図面を見ていますと、救急エレベーターは5階までで、6階につながっていないのかなとか、いろいろ細かいところを見ているんですけども。あと、廃棄物と給食の配膳車が同じ搬送エレベーターを使うように見えるんですけども、そのあたりはどうですか。

○後藤病院局整備対策監 まず、救急のエレベーターでございますが、1階の左上が救急エレベーターになっておりまして、このエレベーターにつきましては、救命救急センターと3階の手術室、5階の出産関係、あとは最上階にありますヘリポートを直通で結ぶ計画としております。

あと、給食の配膳につきましては、ちょっと見にくいのですが、中央部に5台ほどエレベーターがございますが、その中の右の3つのうちの一番上のエレベーターが給食専用で、これを使って各階に配膳するというので考えております。

○岩切委員 一番上のエレベーターを配膳用にするわけですね。廃棄物は別ルートでおりていくんですか。

○後藤病院局整備対策監 図面でいくと3ページの1階の平面図ですが、物流・職員玄関が右のほうにございます。その横のオレンジ色の2台が病院職員専用のエレベーターになっておりまして、これを廃棄物関係のエレベーターとして考えております。

○岩切委員 一番右の2台だと思ったんですけど、4階までで、5階以上につながっていないので、5階以上の病棟から発生する廃棄物ほどのエレベーターを使うのかなと思ったものですから。

○後藤病院局整備対策監 それにつきましては、中央のエレベーターで衛生的にちゃんと管理して処分する予定としております。

○岩切委員 最初の質問に戻るのですが、給食配膳車は専用エレベーターを使うということで、それでは廃棄物は使用しないと。病棟からは搬送用エレベーターを使用して廃棄物がおりにいくという理解でよろしいでしょうか。

○後藤病院局整備対策監 中央の5台のエレベーターのうち1台が給食の配膳用で、残りの4台が寝台用のエレベーターとなっております、このうちの1台を使って廃棄物関係も持っていくことにはなりますが、それについては汚染等がないようにきちんと処理をした上で使うことになると思います。

具体的には、中央に5台のエレベーターがありまして、右側に3台、左側に2台ございます。そのうちの右側の上の2台は清潔で、一番下は廃棄物等の汚染物にも使用するという運用で今後は考えていくことになると思います。

○岩切委員 このエレベーターは両面開きですかね。

○後藤病院局整備対策監 階によっては両方開くようになっております。

○岩切委員 わかりました。

○太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 それでは、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 それでは、以上をもって病院局を終了いたします。

執行部の皆様、大変御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午前10時22分休憩

---

午前10時25分再開

○太田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項について説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○川野福祉保健部長 おはようございます。福

祉保健部でございます。

平成31年最初の常任委員会ということで、昨年は災いの年でございましたけれど、災い転じて福となるという年にできるように、福祉保健部職員一同頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元の常任委員会資料表紙の目次をごらんください。

報告事項は1件でございます。

言語としての手話の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例—一通称、手話言語等条例につきまして、11月の常任委員会以降にパブリックコメント等を実施しております。そのパブリックコメントの結果がまとまりましたのでその御報告と、それを踏まえました現時点での条例の骨子案を御説明したいと思います。

詳細につきましては担当課長より御説明いたします。よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

**○矢野障がい福祉課長** 言語としての手話の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例の制定について御説明させていただきます。

委員会資料の1ページをお願いいたします。

まず、1の条例制定の理由であります。平成28年に施行いたしました障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例におきましては、言語に手話を含むことを明記いたしますとともに、基本理念の一つに、全ての障がい者の意思疎通のための手段や、情報の取得、利用のための手段について、選択の機会を確保することを定めております。このような中、言語としての手話の普及や障がいの特性に応じた意

思疎通手段の利用促進を図るため、条例を制定し、共生社会の実現を目指すものであります。

2のこれまでの経緯であります。障がい者団体等との意見交換を重ねるとともに、厚生常任委員会への報告等を行いながら骨子案を作成し、12月からパブリックコメント等を実施するとともに、庁内関係課との協議を経て修正を行ったところであります。その骨子案につきましては後ほど説明させていただきます。

続きまして、3のパブリックコメントの結果についてであります。2ページをごらんください。

1にありますとおり、昨年12月7日から1カ月間パブリックコメントを実施しまして、2のとおり、21名の方から57件の御意見をいただきました。

3の主な意見の要旨と県の考え方を表にしておりますけれども、57件の中から主な意見を抽出しまして、左側から、番号、該当箇所の項目、意見の要旨、県の考え方を掲載しております。

まず、条例案に反映した御意見について説明させていただきますが、上から2番目の前文に対する御意見の2つ目のポツですが、前文の一部につきまして「わかりにくいので、言葉の使い方を改めてはどうか」という御意見をいただきました。その御意見を踏まえまして、その右側に記載のとおり修正しているところでございます。

ほかの御意見を幾つか紹介いたします。

まず、1番目の「条例の名称が長い」という御意見がございました。これにつきましては、県の考え方に記載しておりますけれども、この条例は、手話が言語の一つであることを普及するということが一つと、障がいの特性に応じた意思疎通手段には、手話を初めとした要約筆記、

点字、音訳などがございますけれども、それらの利用を促進すること、この2つの点から共生社会の実現を目指すものでありますので、条例の名称からもそのことを理解していただけるようにということで、この名称とさせていただきますと考えております。

3番目の目的についてです。「意思疎通支援者の役割も明らかにすることが望ましい」との御意見をいただきました。これにつきましては、啓発及び学習機会の確保におきまして、連携主体とさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

4の定義の2つ目のポツです。障がい者関係団体についてここで定義しておりますけれども、この規定が不要ではないかという御意見をいただきました。これにつきましては、右にありますとおり、県や市町村とともに障がい者の関係団体の方々が主体的に取り組んでいただくことが大切であるという趣旨から規定させていただきましたのでございます。

6番目の市町村との連携の2つ目のポツですが、「各自治体と連携して意思疎通に関する機器等の情報を当事者に伝えてほしい」という御意見をいただきました。これにつきましては、施策を具現化する上で参考にさせていただきたいと思っております。

4ページをお願いいたします。

9番目の施策の総合的かつ計画的な推進等におきまして、「条例に関する協議会を設置してほしい」という御意見がございます。これにつきましては、障がい者団体や有識者から成る宮崎県障害者施策推進協議会を設置しておりますので、その中で条例に関する施策についても協議してまいりたいと考えております。

10番目の啓発及び学習の機会の確保、11番目

の情報の発信、12番目の人材の育成などにつきまして、条例施行後の取り組みに関する御意見をいただいております。これらにつきましては、関連施策を具現化する上で参考とさせていただきたいと考えております。

続きまして、条例の骨子案について御説明させていただきますと思います。別冊の資料をごらんください。

骨子案につきましては、11月議会の常任委員会でも御説明いたしましたけれども、その後の変更がございますので、改めて御説明させていただきます。

まず、1ページになりますが、主な変更点を枠の中に書いております。1つ目が、条例の前文の構成を変更いたしました。2つ目が、4番目の県の責務という項目に、県が事務・事業を行うに当たり、障がい者がその特性に応じた意思疎通手段を利用できるようにするための合理的な配慮を行うことを追加いたしました。大きな変更点はこの2点でございます。

2ページをお願いいたします。

まず、前文でございます。2月議会で提案させていただく予定の条例案では、条例の前文となるものでございます。条例制定の背景を書かせていただきました。

構成といたしましては、1行目から9行目にかけて、手話、点字などの意思疎通のための手段は十分普及しているとは言えず、中でも手話は使用が制約されていた歴史的な背景があること。それから、「このような中」というところからなのですが、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、言語に手話を含むことなどが明記されたことなど、意思疎通手段に係る世界的動向や我が国の動向を記載しております。それから、真ん中より下の「このような



状況のもと」以降の文なのですが、本県の動向として、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例を制定いたしまして、この基本理念の一つに、意思疎通のための手段の選択の機会の確保等を掲げていること。このような背景を踏まえまして条例を制定するとの流れにしております。

これ以降、3ページから7ページまでに13の項目を掲げておりますが、条例案では第1条から第13条という構成になるものでございます。

3ページをお願いいたします。

1の目的であります、言語としての手話の普及と障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進を図ることについて、基本理念を定めるとともに、県の責務や県民の役割などを明らかにすることで、全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、ともに生きる社会の実現に寄与することとしております。

次に、2の定義であります、この条例で用いる用語の定義を定めております。(1)の言語としての手話の普及には、手話が言語の一つであることを普及すること、(3)の意思疎通手段ですが、手話、要約筆記、点字など、障がい者が他者との意思疎通を図るための手段、(4)の意思疎通支援者は、手話通訳、要約筆記など、障がい者と他者との意思疎通を支援する方などと定義しているところでございます。

4ページをごらんください。

3の基本理念であります。言語としての手話の普及、障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進を図る上での基本的な考え方を定めたものであります。1つ目は、普及、利用促進に当たっては、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識のもとに行うこと、

2つ目は、普及に当たっては、手話が独自の体系を有する言語であり、手話を使う方が受け継いできた文化的所産であることを認識して行うこと、3つ目は、利用促進に当たっては、全ての県民が共生社会の実現のため、その重要性を認識し、選択や利用の機会の確保、拡大が図られることを旨として行うこととしております。

4の県の責務でございます。(1)の2行目になりますけれども、市町村等と連携し、普及と利用促進に関する総合的な施策を実施すること、(2)の障がい者、関係団体、意思疎通支援者等の協力を得て、基本理念に対する県民への理解促進を深めること、(3)が今回追加した部分でございますが、県の事務・事業を行うに当たり、障がい者が障がいの特性に応じた意思疎通手段を利用できるようにするための合理的な配慮をすることとしております。

5の市町村等との連携であります、県は、県民への理解促進や意思疎通手段を利用しやすい環境整備に当たっては、市町村やその他の関係団体等との連携を図るよう努めることとしております。

5ページをごらんください。

6の県民の役割であります、基本理念に対する理解を深めるとともに、県が実施する施策への協力に努めることとしております。

7の障がい者関係団体の役割であります、意思疎通手段の選択の機会が確保されることの重要性について、県民等の理解を深めるための啓発や知識の普及に努めることとしております。

8の事業者の役割であります、(1)のとおり、県が実施する施策に協力するよう努めるとともに、(2)のとおり、事業を行うに当たっては、障がい者が意思疎通手段を利用できるようにするための合理的な配慮をするよう努めるこ

ととしております。

6ページをごらんください。

9の施策の総合的かつ計画的な推進等であり  
ます。(1)のとおり、県は障がい者計画において  
関連施策を定め、これを総合的かつ計画的に  
推進することとしております。施策の推進に当  
たりましては、(2)のとおり、県障害者施策推  
進協議会の意見を聞くとともに、(3)のとおり、  
必要な専門的事項について、障がい者関係団体  
等に意見を聞くよう努めることとしております。

次に、10の啓発及び学習の機会の確保であり  
ます。(1)のとおり、県は県民が言語としての  
手話の普及に対する理解を深めることができる  
よう市町村等と連携し、啓発に努めることとし  
ております。また、(2)のとおり、県民が障が  
いの特性に応じた意思疎通手段に対する理解を  
深めることができるよう市町村等と連携し、啓  
発を行うとともに、学習の機会の確保に努める  
こととしております。さらには、(3)のとおり、  
市町村等と連携し、障がい者やその保護者が意  
思疎通手段に関する学習の機会を確保するこ  
とに努めることとしております。

次に、11の情報の発信であります。障がい者  
が円滑に県政に関する情報等を取得できるよう、  
情報通信技術の活用配慮しながら、情報発信  
に努めることとしております。

7ページをお願いします。

12の人材の養成であります。県は、障がい者  
と他者との意思疎通が円滑に行われるよう、意  
思疎通支援者やボランティアなどの人材育成に  
必要となる施策を実施するよう努めることとし  
ております。

13の財政上の措置であります。県は関連施  
策を推進するため必要な財政措置に努めるこ  
ととしております。

骨子案については以上でございます。

最後に、今後の取り組みについてであります  
が、委員会資料の1ページにお戻りください。

5にありますとおり、委員の皆様方の御意見  
をいただいた上で、2月議会に条例案を提案さ  
せていただき、議決いただけた場合は4月1日  
より施行させていただきたいと考えております。

説明は以上であります。

○**太田委員長** 執行部の説明が終了いたしまし  
た。

委員の皆さんから質疑はありませんか。

○**岩切委員** 手話通訳者が現在どれくらいい  
らっしゃるか、あと、地域偏在というか、宮崎  
市であればこれくらい、延岡であればこれくら  
いというところまで、もしわかっていらっしや  
れば教えていただけませんか。

○**矢野障がい福祉課長** 手話通訳者の数でござ  
いますけれども、基本課程を修了されました手  
話通訳者の方は現在987名いらっしゃいます。地  
域につきましては、\*宮崎市が51名、小林市が25名、  
日向市が26名などとなっております。

○**岩切委員** ありがとうございます。

○**矢野障がい福祉課長** 済みません。今申し上  
げましたのは、現在、登録のための研修を受け  
ていらっしゃる方でございます。先ほど申し  
上げました987名とは一致しませんが、地域の偏  
在につきましては、宮崎、小林、日向のあたり  
は手話通訳者の方がたくさんいらっしゃるとい  
うことです。失礼いたしました。

○**岩切委員** 現実に施行して、いろいろな県の  
事業等で手話を用いて通訳することが、県の責  
務として必要になってくるということですね。  
先日も知事が記者会見をしておられましたけれ  
ども、そういう場面においても通訳者が必ず横

※このページ右段に訂正発言あり

にいらっしゃるといようなことが、これから先は当然になっていくのだろうと思っています。そうした場合に、50名かはわかりませんが、何名かいらっしゃる中で、職業として来れるけれど、毎日ではないという状況の中で、確保ができるのかなというところが一番悩ましいと思うんですね。条例をつくっていくということはありがたい動きなのですが、その後を見通して準備が万端かというところはいかがなんでしょうか。

**○矢野障がい福祉課長** 委員がおっしゃるとおり、条例の制定だけではなくて、その後、どのように施策につなげていくかが一番大切だと思っています。現在、手話通訳の方、それから、より専門的な手話通訳士の方になりますと全国で3,800名ぐらいいらっしゃるのですが、宮崎では27名ということで、手話通訳ができる方が足りているとは思っておりません。条例の制定を契機に、手話などの意思疎通手段の確保がますます必要だということを、多くの県民の皆様にご理解していただきまして、県や市町村の取り組みをますます進めていきたいと思っていますところでございます。

**○岩切委員** 委員の中にも熱心に手話を勉強されている方がいますけれども、いずれ議会でも手話通訳者が常時必要になるという理解で、議会の中でも議論しないといけないと思っています。ただ、年に数回の議会の間だけお願いして、その方が来てくださるのか。職業的にそれだけでは生活を営めないということであれば厳しいと、そんな話になってくるので、どうなのかなと思っています。数は十分にいますが、その方はそればかりではという話になるところもあると思うので、難しい問題なんですけれど。議会で雇用するかとか、しないかと

か。いずれにしても大変ありがたいことで、進んではきたのですけれども、現実を回していくときにまた新たな課題が出てくると思いますので、逆にいろいろ御支援をいただければありがたいなと思っています。

**○井上委員** 聴覚障がい者の方は宮崎県内で何人いらっしゃるのですか。

**○矢野障がい福祉課長** 手帳を所持している方になるのですが、聴覚・平衡障がいの手帳をお持ちの方が5,000人弱いらっしゃいます。

**○井上委員** その方が普通に歩いておられて、聴覚障がいであることがわかるような取り組みはされているのですか。

**○矢野障がい福祉課長** 聴覚障がいの方ということではないのですが、外見からわかりにくい障がい者の方については、ヘルプマークというマークをつくっておきまして、それをお持ちの方は何らかの障がいがあるということはおわかりいただけるとは思いますけれども、聴覚障がいの方についても配付させていただいているところです。

**○井上委員** ヘルプマークは私も知っていますので、かばんにつけておられる方がいらっしゃるのだけれど、聴覚障がいについて特別にそれにプラスして何かというのはないということですね。だから、こちらからアプローチしてみないとわからないということですよ。

**○矢野障がい福祉課長** はい。

**○井上委員** わかりました。

それと、私たちはこの条例ができることについては大賛成ですし、これをどうこうというわけではないのだけれど、条例が具体的に生きるためにはどうしたらいいのかが、これだけではわからないので、具体的にこれがどうやって生かされるのかをアピールしないと、県民にこの

条例はとて面白い条例なんだというのがなかなか理解してもらえないと思うんですよ。手話のニュースがあったりして、目にすることは大変多くなってきたし、行政の福祉関係の窓口にもそういう方が絶対に必要だろうから、その人たちがいないといけないということもよくわかる。だから、987名が多いのかと言われたら、やっぱり少ないのだろうなと思うんですよね。そういう方たちが来る行政の窓口には必ずいないといけない、ヘルプマークを持っていらっしゃる方が来るところには必ずいないといけないと思うんです。だから、市町村の役割はとて大きいと思うんですが、今回の条例は言語としてとなっているので、みんなで誰もがコミュニケーションをとれるようにしましょうという基本的なところですよ。県民の皆さんにこの条例ができてよかったと思っていただくためのアピールがとて大事だと思うので、その辺のアピールの仕方を少し研究していただくといいのかなと。それで、この条例で私たちはこういうところに行くと言語が学べますと、一緒にお話しができるようになりますということが伝わっていかないと、この条例の本来の意味合いというのがなかなか難しいのではないかなと思うんですけれど、それはいかがですか。

**○矢野障がい福祉課長** 手話等につきましては、意思疎通の支援のために国の補助事業で市町村が手話奉仕員の養成事業をしておりますし、もう一段、専門的な方については県が養成事業をしているということで、これまでも取り組んではきているのですが、それがなかなか広く一般の方に知られている状況ではなかったのかなとは考えているところです。

今回、パブリックコメントをいただいた中でも、御自身が手話の養成講座に行っていて、と

ても有意義だと、もっと多くの人に学んでもらいたいというありがたいお声もいただいたところですよ。そういったお声をいただいておりますので、条例ができたというPRとともに、手話を初めとした意思疎通手段について、ぜひ、皆さんが当事者となって一緒にやってくださいというようなアピールができればいいなと思っています。

**○井上委員** これを具現化していく市町村の皆さんとの連携をぜひ丁寧にやっていただきたいと思います。それと、先ほど言われたヘルプマークを持っている、持っていないというのは、あったほうがいいに決まっていますので、その宣伝というか、それと同時に、この条例の持つ意味合いの強さみたいなものを出していただけたらと思います。

もう一つ、県は必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとすると言っていますが、財政上の措置を講ずるといっているのは、どういうことを想定しているのですか。私たちは県議会議員なので、予算を確保していくとき、私たちが一番バックアップしなければならないことだと思うので、具体的にはどのようなことを想定して予算措置を講じているのかを教えてください。

**○矢野障がい福祉課長** 手話ですとか、意思疎通の支援については、国の補助事業を初めとして、現在も予算措置を含めてお願いしているところですが、さらに必要な措置をとって、幅広く事業化をしていきたいと思っています。

また、障がい福祉課だけではなくて、各課でも手話通訳の予算をとっていただくとか、さまざまな状況でそういったことも含めてお願いできればと思っています。

国や市町村の負担もありますので、国に対す

る要望に努めるといったことも含めて考えていきたいと思っております。

**○井上委員** 私の理解力が不足しているのでよく意味がわからないのだけれど、できるだけ多くの県民がコミュニケーションをとれるようにしていくためには、身近なところで身近に学べないといけない。さっき委員会が始まる前に、手話の練習をみんなですていたんですけど、それはとても楽しいことで、そして、手話ができるということはすごくいいことだと思うんです。だから、地域の高齢者の皆さんのコミュニケーションにそういうものが入り込んでいったり、そのようにしていくためには、予算措置を含めてそれなりのものが必要になってくると思うんです。例えば、さんさんクラブのおじちゃんやおばちゃんに学んでいただく、小さな講習を繰り返しやってみるとか、それから、学校で子供たちが手話を学ぶためには講師を派遣しなければいけないとか、いろいろあると思うんですよね。必要な財政上の措置を講ずると、きちんと書いてあるので、もっと考えを固めておいていただくといいのかなと思います。

**○山下委員** パブリックコメントにもありますが、確かに条例の名前が長いです。私もそう思います。もうちょっと改善ができないかなということが1点と、せつかくこの条例をつくるのであれば、どう生かされるかだろうと思うんです。いわゆる災害時の対応です。例えばそういうときにどう生かされるのか。そこら辺までちゃんと議論はされているのかなとちょっと感じたんですけども。例えば、南海トラフが心配される場所ですが、その中で障がい者をどうやって安全に避難させるかとか、障がいと言ってもいろいろ区分がありますから、確保というのが大きな課題だろうと思うんです。

今回は聴覚障がい者のための条例づくりでしょうから、例えば、就労支援施設とか、そういう事業所に本当に手話ができる人たちがいるのか。災害があったときの伝え方ですよね。健常者だとすぐに何でも判断ができるのですが、それを伝達するためのそういう事業所での支援体制です。そこも本当に議論されているのかなと、この骨子を見てちょっと不安に思ったんですが、その辺の取り組みについてお聞かせください。

**○矢野障がい福祉課長** まず、名前の件ですけども、確かに長いというのはパブリックコメントにもございましたし、私どもの中でもそういう意見があるところなのですが、繰り返しになってしまいますけれども、手話が言語であることをまず普及してほしいという大きなお願いがありまして、それとともに手話や点字など、さまざまなコミュニケーション手段の促進という、2つの目的を条例の名前でわかっていただけるとありがたいなという思いがございまして長い名称になっております。実際に、いろいろな御紹介をする場面では手話言語等条例という略称を使わせていただくのかなとは思っているのですが、手話言語等条例にしてしまいますと、ほかの視覚障がいとか、そういった方たちのための条例でもあるという色合いが少し薄くなるのかなということもあります。意思疎通手段の利用促進を入れたことについては、視覚障害者協会などからそのようにしてもらってよかったというお話もいただいております。そうさせてもらっております。

それから、災害時における障がい者の方の支援では、意思疎通が非常に重要だと思っております。現在、災害時には、聴覚障がい者の方には、恐らく防災無線ですとか、防災情報メール

などでお知らせをしているかと思えますし、あと、聴覚障害者協会では、独自にメーリングリストをつくってさまざまな情報の伝達をするなどの手段も講じているようでございます。委員のお話にありました事業所などにつきましては、何かあったときの対応についてはこれからになりますけれども、事業者の責務の中にも入ってまいりますので、災害時の対応について、事前に計画などを十分立てていただくよう、この条例をもとにまたお願いしてまいりたいと思っております。

**○山下委員** 課長、この条例を目をつぶって1回言ってごらん。言えないと思うんですよ。暗記できる条例じゃないですよ。今、手話言語等条例と言われましたが、それぐらいぼんと出てこない。これを根おろしたときに、皆さんが見ないでぼんと出てくるような名称にしないと、まずこれの取っかかりがもう無理だと思う。やっぱり知恵を出さないといけないと思います。

それと、周知していくために、まず徹底してやらないといけないのは、各就労支援施設とか、事業をやっておられるところには、私が知る限りでは利用者がいても手話ができる人たちがほとんどいない。だから、そこら辺の取り組みを真っ先にやっていくことが一番大事かなと思うんです。ぜひよろしく願いいたします。

**○日高副委員長** この条例案の説明を受けまして、まさしく百点満点のすばらしい条例案なんですよ。しかし、先ほど、名称の話もございましたが、手話と意思疎通のコミュニケーション手段の普及という2つの目的がありましたけれども、現実はそのなかに甘くないです。日向市が手話言語条例をいち早く制定したんですけれども、なかなか広がるのに苦戦しています。手話

サークルをつくったりして職員さんたちがやったりしています。しかし、手話通訳士がいろいろなことで動いていますが、ここがないとなかなかこれは難しいですよ。だから、この条例は百点満点で、もうどこも欠点のつけようがないですが、二兎を追う者は一兎も得ずと。障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例という大きい条例がありますよね。それには多分これが全部入っているんですよ。まずは、手話をしっかりと県民に伝えていくことをしないと私はいけないと思うんです。コミュニケーション手段というのは、大きい条例の中でもうあるわけですから、あれもこれもと、市町村と連携して福祉のまちづくりをしますと言っても、普通に考えたら無理ですよ。1つの自治体でも手話がいまだに浸透し切れていない。これで本当にいいのかなと思います。だから、一つ一つ県民にわかりやすくやっていく。障がい者団体に聞いたらこれがいいと言いましたけれど、障がい者団体と県がよくても、ほかの第三者に広まらないと意味がないですよ。そこら辺の視点をもっと考えてやるのがベストではないかなと思っているんですけど、その辺はどう思いますか。

**○川添福祉保健部次長(福祉担当)** 副委員長が今おっしゃったのは、二兎を追う者は一兎も得ずということで、的を絞った形でやったらどうかというお話だと思うのですが、あくまで県の条例ですので、目的は大きく拾ったほうがいいのかと思っております。その意味では、いろいろな目的があるかもしれませんが、理想としては広げて、手話もできて、ほかもという形で条例に上げさせていただきたいと思えます。

**○日高副委員長** だから、理想と現実は大きな

乖離があるんですよ。私は日向市民ですから、その苦しさを現実として見てきているんですよ。広げようと努力してもなかなか広がり切らない苦しさですね。

○川添福祉保健部次長（福祉担当） 繰り返しになりますけれども、条例では幅広く目的としまして、あとは、長い目で見る事業もありますし、来年取り組む事業もあるということで、事業を予算化する際に、そういう形で張りをつけて事業をやっていくべきかなと思っております。

○日高副委員長 だから、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例には全部入っているわけですよね。ここで広くして、手話や点字とかも入っているわけです。手話言語をやりましょうということを、たしか知事が本会議場で言ったんですかね。それだったらわかるんですよ。全体の中で1つこれをやっていきましょうと。広い条例があって、また広くやるのはどうかという話なんです。それこそこんな長い名前の条例はこの県にもないです。だから、もうちょっと絞って本気でやっというじゃないかと、県民とともに本気で広めていこうじゃないかということでやっていくほうが私はベストだと思っています。その辺の考え方はどうなんですかね。

○川添福祉保健部次長（福祉担当） 繰り返しになりますけれども、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例は、暮らしという全体的な条例で、今回は意思疎通手段という形で大きくうたいたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○日高副委員長 基本的にはもうこれをお願いしますということですね。

○山下委員 私も繰り返します。やっぱりこの

名称はおかしいですよ。もうちょっと簡単にしないと。覚えられないものを障がい者におろしたって無理なんですよ。これは行政が考えることであって、何にもならない。こういうことは下に項目で書けばいいことですよ。意思疎通とかは、重要な項目としてちゃんと出せばいいことであって、だけれど、条例の名称は本当に吸収しやすいものにしていかないと。だって、皆さん、これを覚えられますか。あした覚えられますか。こんなに意識のないものをやったって条例にはならないと思う。これありきじゃなくて、知恵を出さないといけない。だから、次の2月議会までにもうちょっと知恵を出して。パブリックコメントで積み上げてきたと言ったって、そこはやっぱり皆さんに親しまれる名称の条例でないと。私はそう思うけれど。

○岩切委員 副委員長の御意見にもありましたけれども、障がい者差別禁止条例と俗に申し上げたりするのですけれども、共に暮らしやすい県民条例と同様に、認識として手話言語等条例というふうに理解していくという流れはあるのだらうと思うんですね。だから、ぜひ、施策の中でまずは手話の普及からというところとか、あと、要約筆記や点字とかもあるんだよというのは長い目でいうところ、それはしっかりと具体的施策等を出していただいたらどうか。あとは、括弧書きをつけるかどうかですね。その辺は検討が可能ではないかと思うんですけれど、そのあたりは今の段階でどこまで発言できるか。積み上げてきたものがあるだらうとは思いますが、考えをお示しいただければありがたいなと思うんですけれど。

○川添福祉保健部次長（福祉担当） 今は括弧書きで手話言語等条例という通称で皆さんに普及していくことにしているんですけれども、今、

委員の方々からも条例の名称について御意見がありましたし、まだ時間はございますので、部内でさらに検討させていただきたいと思っております。

**○外山委員** 早い話がその括弧を逆にすればいいんじゃないですか。今おっしゃったように、括弧書きで手話言語等条例と、それを逆にするほうがわかりやすいんじゃないかなと思うんですけど。パブリックコメントでも、名称が長いという御意見は結構多かったんでしょうか。

**○矢野障がい福祉課長** 名称が長いという御意見は5件ありました。

**○日高副委員長** 私が言っているのは長いとか短いじゃないんですね。二兎を追う者は一兎も得ずというところをしっかりとやっていかないといけない。日向市では、広めようとする行政と障がい者団体の皆様の両者が困っているんです。広がってほしいと障がいの方からも聞くんですよ。なかなか広がりがないと困っているんですね。本当は県民にどれだけ普及するかというのがこの条例の目的にならないといけないわけですけど、その目的が違ってきている。県がやる条例づくりは、大体こういう感じですからしょうがないわけですけど、しかし、障がい者団体が言っているからこれで行きましょうじゃなくて、これは1つモデルでもつくって、方向性を変えて、もっと広げるために新しいことを考えていったほうがいいです。その意味で、長いとか短いとかではなくて、手話の部分にしっかりと特化してやるべきではないかということです。

**○川添福祉保健部次長(福祉担当)** まずは、普及の仕方ということで、的を絞った形で施策を重点化しながら普及に向けてステージを踏んでいきたいと思っております。

あと、名称については、パブリックコメント

でも意見がございましたし、委員会でも意見がございましたので、それについては検討していきたいと思っております。各団体の意見を聞いてきていますので、意見を聞きながら、通称のほうを本題にするのかとか、そういうことを検討させていただきたいと思っております。

**○丸山委員** どうやって普及していくかということで、例えば、手話サークルがどうのこうのという問題ではなくて、新たな施策をしっかりと出していく、知恵を出してもらわないと、恐らく広がっていかないし、普及していかない。日向市も小林市も実際に普及してなくて非常に苦労していますし、全国的にも同じような形で苦労していると思いますので、宮崎県でも条例をつくるんだったら、予算化する際に、本当にチャレンジしてみようというぐらいの新規事業が出てくるという認識でよろしいでしょうか。

**○矢野障がい福祉課長** 条例の普及に努めるという意味も込めた事業も考えてまいりたいと思っております。

**○丸山委員** 予算措置も県の努力義務となっていますので、それをしっかりとやっていただきたいのと、国の事業を使った既存事業でどうのこうのということではなくて、本当に本気で取り組んでももらわないと、我々としてはその辺で一番不満がたまっているし、絵に描いた餅で終わるんじゃないのかと心配しています。私はそう思っているものですから、国体が8年後にありますので、8年後には多くの県民が手話ができる。例えば、駅やレストランに行ってもできる、普通の生活で手話ができますというふうになってもらわないといけないと思っています。だから、3年で終わりじゃなくて、本当に本気でしっかりとやっていくんだということを出していただくようお願いしたいと思っております。よろ



しく願います。

○太田委員長 ほかにありませんか。

この中で手話通訳士の方はいらっしゃいますか。じゃあ、手話ができるという人はいらっしゃいますか。

私たち議員もいろんな会議がありますし、県民の方が集まる機会も多いものですから、できるだけ手話通訳士に来ていただいて、表現してもらうことも必要だと思います。あと、感想になりますけれど、聴覚障がいの方は映画が見れないんですね。「字幕はついてますか」と必ず聞かれる。あの人たちは映画の文化からも排除されている感じがするから、こういう条例を通して、映画にはできるだけ字幕をつけようという映画界の運動でも展開していくといいなという気もしております。名称が長いというのは関係者の理解も得られた上でのことですから、今後悩ましい判断をするかもしれませんけれど、一つの意見として私たちの側の意向もあったということで、ひとつ工夫していただくといいかなという思いであります。

○井上委員 高齢者になると老化で耳が遠くなる。聴覚障がい者の方は5,000人いるけれど、高齢者の中で耳が聞こえない方、聞き取りにくい方が随分いらっしゃるわけです。先ほど委員長が言われたように、字幕がないとドラマも見れないという状況になっていることは事実なんです。だから、聴覚障がい者の人だけが対象ではないというところが、言語としての手話ということの大切さでもあるのね。外国人のように私たちの言語の中にジェスチャーが入っていればいいのだけれど、日本人は基本的にジェスチャーがないから、普及させていくときに、もっと楽しさと本当に使える言語だということをイメージしていただけるといいなと思います。だか

ら、さんさんクラブの話をしたんです。

○太田委員長 他にないようですので、このテーマについては終わります。

それでは、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 それでは、以上で福祉保健部を終了いたします。

執行部の皆様、大変お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時17分休憩

---

午前11時19分再開

○太田委員長 委員会を再開いたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午前11時19分閉会

署 名

厚生常任委員会委員長 太 田 清 海